

令和7年度第1回京都市男女共同参画審議会 議事録

- ＜日 時＞ 令和7年6月27日（金）
午前10時～午前11時30分
- ＜場 所＞ 京都市役所本庁舎 第1会議室
- ＜出席委員＞ ※ 敬称略、五十音順
芦田 光一（市民公募委員）
笹山 文美代（一般社団法人京都市地域女性連合会理事）
多賀 太（関西大学文学部教授）
西岡 歩（日本労働組合総連合会京都府連合会副事務局長）
藤林 夏実（市民公募委員）
藤本 哲史（同志社大学政策学部教授）
丸山 里美（京都大学大学院文学研究科教授）
- ＜欠席委員＞ 奥野 美奈子（京都銀行常務取締役）
佐々木 元勝（特定非営利活動法人ファザーリングジャパン関西）
里内 友貴子（弁護士）
谷口 洋子（京都府医師会副会長）
南野 佳代（京都女子大学法学部教授）
- ＜オブザーバー＞ 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会
京都府文化生活部男女共同参画課
- ＜議 題＞ 1 第6次京都市男女共同参画計画の素案について
2 令和6年度附属機関等における委員の登用状況について
3 報告事項

＜発言内容＞

【1 第6次京都市男女共同参画計画の素案について】

芦 田： 議論の前に、今回の審議会の資料として1点資料の追加を事務局に依頼したので、それについて御説明する。

前回審議会での私の「女子生徒の自殺者数が急増していることに対する配慮が求められる」という意見に関し、素案では第2章19ページの図表17で全国の自殺者数のデータを示し、昨年度は若年層の自殺者数において女性が男性を上回っている状況について言及いただいている。

該当の図表では19歳以下においては女性の方が多く、ほかの年代と比べると男女が逆転しているという状況である。

前回審議会での私の発言は、今回私が追加した資料1の最終ページのグラフに基づいたものであった。これは小中高生の自殺者数の年次推移だが、特に私が懸念していたのが、女性について、この3年間で中高生の年代で自殺者数が急増しているという点である。一方、同年代の男性は、同期間に自殺者数が減少している。

私の発言は、いわゆる「グリ下」や「ト一横」に集まらざるを得ない状況に追いやられている中高生の年代の女子においては、特に性被害や命の危機にさらされている状況があり、それを懸念してのものであった。

多 賀： 委員の皆様からの質問等に先立って、項目立てに関して、前回の審議会から大きく変更のあった点があれば、その考え方等について事務局から説明されたい。

事務局： 項目立てや体系については大きな変更は行っていない。

2点の基本目標については、「安心・安全」を、DVをはじめとする暴力に関わる分野に限定することなく、両方の基本目標に関わるテーマとして捉え直し、心身の健康や生きがい・やりがい、安心・安全の確保を通じて、誰もがそれぞれの場で活躍でき、誰もが取り残されることがない社会として、「ウェルビーイングな社会」を目指すという考えに基づいて、文言に修正を加えた。

基本目標と施策方針については、若干字句の訂正をしているところがある。

推進施策については今回初めてお示しした。

芦 田： 素案の24ページでは、昨年度市民意識調査の設問＜DVを受けたときの対応＞において、最も多い回答は「何もできなかった」（男女計42.9％）であったとあるが、この「何もできなかった」理由については記載がない。これは質問の中にそういった項目がなかったということか。

事務局： DVを受けた際の対応を尋ねただけで、「何もできなかった」理由を尋ねる設問は設けていない。

芦 田： 「何もできなかった」というのが一番多い回答であったうへは、なぜ何もできなかったのかということが最も大事であると思うので、次回以降のアンケートでは項目として御検討いただきたい。

事務局： 次回調査に向けて検討させていただく。

西 岡： 素案では、現行の第5次計画にある推進施策のうち「男性にとっての男女共同参画の意義の理解及び実践の促進」という項目がなくなっているようだが、これまでの取組ではこの推進施策に基づき男性を対象にした家事育児への参加を促す講座や生きづらさを抱える男性のための講座を実施されていたと思う。こういった講座は重要だと考えており今後も継続していただきたいが、今回素案を作るに当たりこの項目をなくした理由を聞きたい。

事務局： 次期計画の素案では、「男性にとっての男女共同参画」という言葉を用いることで、男性にとってのメリットの観点からの男女共同参画、また女性にとってのメリットの観点からの男女共同参画というように、「男女共同参画のための取組」が二元論的に捉えられる可能性があるのではないかと考え、また、昨年度行った市民意識調査では、「世の中が男尊女卑ならぬ女尊男卑である」と指摘するような、女性のメリットにつながる取組への反発ともとれる御意見が見られたことを踏まえ、どちらかの性に重きを置く表現が男女間の分断につながる可能性を考慮し、あえて「男性にとっての」といった言葉は盛り込まないこととした。

前回審議会では、多賀委員から「男女共同参画は、男性にとっても女性

にとってもメリットがあるのだということを伝えられるような広報啓発を」という提起を頂いており、男女のいずれにも不公平感なく「男女共同参画」の理念が広がることを目指して、素案の34ページにある「男女共同参画意識の醸成に向けた啓発」としている。

西岡委員から指摘のあった男性の家事育児参加のための講座については、未だに家事育児、介護などの負担が女性に偏っている状況等を踏まえ、今後も引き続き実施していく考えであり、その他にも男性を対象とした取組を、状況を見てタイムリーに行っていきたいと考えている。

藤 林： 意見として述べたい。

まず、自殺者について、若年層の男性は減っている一方で女性が増えているという指摘があったが、自殺者の人数に着目する際、子どもの数自体が減少している状況にあっては、若年層の男性の自殺者数が減少しているからと言って楽観視できないのではないかと感じた。

また、小学生の自殺者数が増えているようで、そこについても問題意識を持っている。

女性に関しては、子どもを取巻くSNSのトラブルが増えているように感じている。口頭でのコミュニケーションよりもSNSでのコミュニケーションの方が、口調が強くなってしまいがちで、そこでトラブルが多発してしまうのではないかと。SNSだけが原因ということはないと思うが、少なくとも一端ではあると考える。

聞くところでは小学校における不登校児童の数に大きな男女差はないようで、不登校と自殺に直接の関連性はないと思う。女性の自殺者数が増えているのはSNSによる影響も考えられるのではないかと感じた。

育児休業についても、男性の育児休業取得率ではなく、取得期間や実際の生活の中での負担の分担が重要という話は、その通りだと思う。

自分自身が出産を経験したときは、社会的にまだ男性が育児休業を取得するということが主流でなかった状況にあって夫は育児休業を取得しなかったのだが、国の資料を見ると平成30年以降男性の育児休業取得率は段階的に上昇しており喜ばしいことだと感じる。

取得期間についても、従前は5日未満の方が多かったのが、令和5年度には1か月から3か月未満がボリュームゾーンになっており、これは女性にとってもありがたい変化で、特に社会復帰をしたいと考える女性は、その準備期間として、3か月の夫の育児休業中に体の負担を和らげることができ、社会復帰をスムーズにすることができると考える。

丸 山： 次期計画の全体の建付けとして、第6次京都市男女共同参画計画の中に「DV対策基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援計画」を二本柱で盛り込んでいるように思うが、この二つの計画は一体的に策定することができる、という国の方針が出ており、実際に他の自治体においては一体化して策定しているところがあると認識している。

私は、この審議会場で何度か、京都市の相談窓口がDVとみんと、そ

の他にも複数用意されており分かりにくいのではないかと指摘しており、その原因は似たような施策が並立していることではないかと考えている。

今回新たに男女共同参画計画を策定するに当たり、一体化してワンストップで相談を受けるという形に変更できる機会と捉えていたのだが、素案では、二つの計画で二つの窓口を維持するという形式になっている。

意図があつてのことであろうと推測するし、二つの窓口が並立していても窓口同士が連携できていれば問題ないようにも思うが、その体系を維持する理由について聞きたい。

もう1点お伝えしたいのが、今、述べた意見は、事務局が5月に審議会の学識委員のみを対象に素案に関する意見聴取を行ったときにお伝えしたものであり、それを受けて一昨日、事務局から私に電話があり、考え方の説明をされたという経過があつた。

このように、事務局が学識委員にだけ別の機会を設けて意見聴取を行うというやり方に違和感を覚える。委員はその肩書に関わらず同等のはずであり、等しく審議会に出席して発言する場が与えられているものであつて、先に一部の委員から意見を聴取し、さらに直接個人的に回答を受けるというのは趣旨と違っていると思うので、そのあたりについてお考えを聞きたい。

事務局： 相談窓口の一本化に関してまずお答えする。

DVセンターとみんとについては、みんとの設置根拠となる女性支援法にDV支援も含まれることから、みんとに一本化することも考えられないわけではないが、女性支援の現場において、DV被害者支援が大きな役割を占めている現状を考えると、「DV」の看板を下ろすことでDV被害者にとって相談先が分かりにくくなることも考えられるので、当面は「DV相談をしたい相談者」のために、一本化することなく「DV相談支援センター」を継続設置したいと考えている。

今後の相談窓口のあり方については、他都市の状況等も参考にしながら、広報啓発の方法も含めて、市民の方に分かりやすいものとなるよう、検討していきたい。

そのほか、ウィングス京都にも相談窓口を設置しているが、ウィングス、DVセンター、みんとのいずれに連絡しても必要な支援につながるような連携は確立しているので、全てを一本化することまでは想定していない。ただ、ウィングスの中には「女性のための相談」と「つながる相談室」の二つの窓口があり、その二つの違いが分かりにくくなっている所以、その点の改善について引き続き検討してまいらる。

計画については、内閣府が所管するDV防止法に基づくDV計画、厚労省が所管する女性支援法に基づく困難女性計画というように設置根拠が異なっていること、また、支援の内容にも差があることから、現在は別立ての計画としているが、女性支援法の「困難」に「DV」も含まれ、共通する事項も多いため、引き続き検討させていただく。

事前の学識委員への意見聴取については、専門的な学術分野の知見に基づいて御意見をお伺いしたいと考え行ったものであり、審議会の場でも御意見をお聞かせいただきたいと考えていたところである。メールにて御意見を頂戴したが、京都市の考えを実際にお話ししたく、お電話にて回答をさせていただいたものである。

審議会の進め方に関する御意見について、いずれの委員からも等しく御意見を頂くべきであるという点は委員御指摘のとおりである。一方で、審議会を開催するに当たりスムーズな進行のため、また、御質問や御意見に対して事務局の方で正確な御回答をするためには、審議会での御発言内容についてはあらかじめお聞かせいただければ、より意義のある議論ができるのではないかと考えていることを御理解いただきたい。

頂いた御意見や御質問については審議会の場でお答えし、他の委員の皆様にも共有するというのがあるべき姿であると理解しており、ただ今の御指摘については今後の審議会の参考にさせていただく。

藤 本： 「性別により異なる健康課題への理解促進」が新規充実項目として示されているが、「性別により異なる健康課題」と言われてもすぐには理解しづらいと思われるので、素案の中に補足説明を加えてはどうか。

36ページの推進施策の欄には比較的具体的な内容が掲載されているが、35ページの【現状と課題】や第2章の「2 社会情勢・現状」では、18ページに＜性別によって異なる健康課題の認知＞についてのデータが掲載されているだけで、性別によってどのように健康課題が異なっているのかという点が見えてこない。

そのため、性別により異なる健康課題が何を指すのかをあらかじめ補足的に説明したうえで、その認知についてはこのような状況がある、というようにデータを示してもらった方が、伝わりやすく、分かりやすい記載になるのではないかと思った。

第2章の「2 社会情勢・現状」についてさらに情報を補足していただきたい。

事務局： 御指摘を受けて、改めて素案を見ると健康課題がいかなるものかという説明が不足していると感じた。

事務局としては、女性においては、月経・生理や更年期に対する男性の理解不足を解消していくための啓発の取組がこれまで以上に求められていると認識している。一方で男性においても、男性の更年期や悪性新生物においても男性特有のものがあったり、いわゆる疾病に限定しなければ、男性には「男性らしさ」が求められることで掛かる精神的な負荷があり、メンタルヘルスの観点から社会への周知啓発が求められていると考えている。

御指摘を踏まえ、第2章の「2 社会情勢・現状」については必要なデータの追加・修正を行いたい。

また、市民意識調査での項目についても、次回以降、男女間で異なる健

康課題について、どういったことを知っていて、どういったことを知らないのかを尋ねる項目を設けることも検討したい。

藤 本： ウィングス京都の今後の活性化について記載があるが、活性化には若い人の意見や考え方が重要であると考えており、若い人を積極的に巻き込むような取組を検討いただければと思う。

事務局： ウィングス京都の中には中央青少年活動センターもあり、若い人の利用はあるが、ウィングス京都との交流といった観点からは十分とは言い切れないという課題認識を持っている。

また、市役所内部においても、事務局である私達の部署の共生社会推進室だけで考えるのではなく、子ども若者はぐくみ局や公園を所管する建設局との連携が必要と考え、京都市の内部で連携する取組を始めており、併せてウィングス京都に拠点を置く男女共同参画推進協会や京都市ユースサービス協会とも連携して取組を進める中で、しっかりと若者の意見を取り込み、前向きに事業を展開していきたい。

藤 本： 大学で若い人と触れ合っていると、最近は若者の関心がジェンダーからセクシュアリティに広がっているという印象を受ける。いろいろな考え方をする学生がおり、話を聞いていると学生の考えていることには重要なことが含まれていると感じる。

そういった彼らの政策提言を積極的に吸い上げるようなチャンネルがあってもよい。ジェンダーやセクシュアリティに関するユースカンファレンスは、全国でも見当たらない。若者は言いたいことを持っていると思うから、ウィングス京都を活用して政策提言の場を設ければ、施設に特徴付けができるのではないかなと思う。

多 賀： 本日の御意見を踏まえ、事務局においてパブリックコメントを行う際の案を修正等して、次の審議会で議論していただくということで進めていただきたい。

【2 令和6年度附属機関等における委員の登用状況について】

芦 田： 世界的な情勢を見ていると、日本はジェンダーギャップ指数においてG7中最下位が定位置になっている。

ただ今、報告をされたような、地道な取組がいずれは花開くということもあるのかもしれないが、もっと思い切ったことが必要ではないかなと感じる。

男女間の分断について配慮は必要であるというのは理解できる。先日筑波大学の研究員の募集の中で女性限定というものを見つけた。それは男女雇用機会均等法第8条に基づくいわゆる「ポジティブ・アクション」として行われたものであったと思うが、この審議会には学識委員も多く参画されているので、その点について御意見を伺いたい。

事務局： 附属機関等における委員登用の話題に限ってお話しすると、お示ししている数値目標の達成に向けて、前段で努力をしている。

審議会を立ち上げる際には、必ず関係局から事前協議をしていただくことで、掲げる数値の達成に向けて、関係局と事務局が協力し合いながら、女性の比率を高めている。

こういった粘り強い取組によって徐々に女性比率が高まり、令和6年度は74.2%という過去最高の結果を得られた。これは我々職員も含め、努力をし、真剣に取り組んだ結果であると捉えている。

なぜ35%以上なのかという点については、組織の中でマイノリティの方の意見がマジョリティ側にも影響を与えるとされるその臨界点がおよそ三分の一と言われているからであるが、そういった点も含めて関係局に説明、理解を得られるよう努力をしている。

ジェンダーギャップ指数については、残念ながら日本は政治分野と経済分野において女性参画が非常に低くなっており、それに関してはまだまだ国でも議論がなされなければならないと考えている。地方においては女性議員も増加してきているが、そもそも立候補をされる女性が多くないという問題があるのでなかなか難しい点があると思う。

多賀： 全体の数値としては改善がみられていると思うが、一方で気になるのは女性比率が1%以上35%未満の附属機関がいまだ残っており、こういった点が壁になっているのか聞きたい。

事務局： 例えば交通分野においては交通事業者に女性が少ないことや、専門分野の学識委員に女性が少ないといった点がネックになっている。また、地元の代表の方にも審議会に多く参画していただいているが、そうした方々は男性である場合が多く、このあたりを理由として伸び悩んでいる状況がある。

多賀： そうであれば、委員を出していただく様々な団体に対する粘り強く働き掛けることが重要であろうと感じる。

【3 報告事項（ウィングス京都の今後の方針における現状報告）】

事務局： 前回の審議会において、ウィングス京都の本来機能の維持向上が必要であるという御意見や、相談にいらした方などに対する配慮が失われてはいけないといった御意見を頂いた。

それらの御意見を踏まえつつ、これまでウィングス京都を利用されたことがない方などにも、ウィングス京都の存在を知ってもらい、様々な事業への参加や体験、相談事業などを通じて、男女共同参画や人権意識の向上を図るとともに、多くの人々にとっての「居場所」と「出番」の場となるよう、民間活力の協力も得ながら取り組んでいきたいと考えている。

現在、男女共同参画機能の充実や、3階の青少年活動センターとの連携強化に向け、レイアウトの変更について検討するほか、両施設の指定管理者を交えた協議を行っているところである。

また、南側の御射山公園と隣接する環境をうまく生かせるような方策についても検討している。

併せて、東側の高倉小学校とも連携を検討していきたい。

引き続き検討を進めてまいる。

多 賀： 次期計画の素案の中でウィングス京都について触れているのはどの部分であったか。

事務局： 素案の4ページ目の推進体制についての記載の中で、推進拠点としてウィングス京都を挙げているほか、四角い枠内に先ほど御説明したウィングス京都の今後に向けた機能充実の考え方について述べている。

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に合わせて時代に合った魅力ある施設を目指していく必要があると考え、特に恵まれた立地を生かし、集いの場として開かれた公共空間としたいと考えている。

加えて、取組については34ページの基本方針3の③において、魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献できるウィングス京都を目指していくとし、従来からの取組・設置目的である男女に関わる諸課題の研究、調査、把握、解決等の取組また啓発機能をさらに強化し、誰もが男女共同参画に関心を持つことができる環境の整備を図っていくと記載している。

その他、38ページにはウィングス京都に設置している現行の相談窓口について記載した。

芦 田： ウィングス京都の講座案内6・7月号を見て、良い取組を色々とされているという印象を持っている。

その中で、安価な企画や無料の企画もたくさんある一方で、高額なものもあって差が大きいと感じており、高額な企画の申込み状況がどうなのか気になる。

継続的な企画は比較的高額になるのだと思っているが、単発の企画であれば無料のものが多く、無料である方が気軽に参加できるのではないかな。

事務局： 市の指定管理事業については市が費用を負担しており、それについては参加料金を頂いていない。

一方で、指定管理者である京都市男女共同参画推進協会の自主事業については、必要に応じて料金設定を行っている。

丸 山： ウィングス京都の活用については、以前に民間活用の方針が示されていたと認識しており、その後、どのような民間団体を選定するか、また、見直し全体について検討しておられると思うが、そのスケジュールについて聞きたい。

事務局： 民間活用を全面的に行うということではなく、ウィングス京都の男女共同参画に関わる基本機能は維持しつつ、それに資するような部分において事業者にも協力していただきたいと考えている。

スケジュールについて申し上げると、民間事業者のプロポーザルなども含めて今年度中に取り組んでいきたいと考えている。

笹 山： ウィングス京都では本当に様々な取組をされており、学区で行っておられる防災の講座を活用している。そういった良い取組をどのように周知し

ていくか、うまく利用すれば大変便利な施設であるとも思っているので、ぜひ広報の方法について今後も工夫していただきたい。

事務局： 昨日開催された男女共同参画推進協会の評議員会でも、取組内容については一定の評価をいただいたが、一方で発信力については課題があるとの御指摘があった。

今後、あり方を検討していくに当たって、情報発信の強化についても力を入れ、利便性の向上も併せて検討し、より開かれたウィングス京都を目指していきたい。

藤 林： ウィングス京都では、小中学生をはじめとする子ども向けの講座は実施されているのか。

事務局： 子ども向けの講座は現在は実施していない。

多 賀： 今後はそういった点も検討いただきたい。

別の部局等で既に取り組がされているかもしれないが、若者だけを集めた審議会や委員会のようなものを設ければ、そこで若者たちが斬新な意見を出すことができると思う。

また、京都市は大学が非常に多い街なので、若者による政策提言のプロポーザルのような取組を、大学や研究室と提携してやってみるということも面白いのではないか。

最近はジェンダーやセクシュアリティにまつわるサークル活動をしている若者も多く、彼らは非常に斬新で先進的な取組をしているにもかかわらず、お金もなく人手もないので困っていたり、そういったサークル同士の連携ができていない場合もあると思う。そうした連携など、検討の余地はまだまだあると思うので、ぜひ工夫していただきたい。